

## 【生計維持者について】

### 父母がいる場合は、原則として父母（2名）が生計維持者となります。

※両親の一方が収入0円の場合も、父母2名が生計維持者です。

#### ◎父又は母のいずれか（1名）が生計維持者となる場合

- ・父又は母と死別している
- ・父母の離婚等により、父又は母と別生計となっている  
（「離婚等」には、離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚の場合も含む）
- ・父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない

### ※ただし、以下のケースでは、生計維持者は2名となります。

- ・離婚（又は死別）した父又は母が再婚（事実婚を含む）し、再婚相手が同一生計の場合  
⇒生計維持者は父又は母とその再婚相手（2名）（養子縁組の有無は問わない）

#### ◎父母以外の人（1名）が生計維持者となる場合

- ・父母と死別し、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合  
※2名以上から経済的支援を受けている場合は、主たる支援者（1名）が「生計維持者」です。
- ・父母が生死不明、意識不明、精神疾患等により意思疎通ができないため、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている
- ・父母が離婚し、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている
- ・申請者本人が結婚しており、父母ではなく、配偶者に扶養されている  
（所得税法上の配偶者の扶養に入っている）

#### ◎申請者自身を生計維持者（独立生計者）とする場合

- ・社会的養護を必要とし、18歳となるまで以下の児童養護施設等に入所していた
- ・父母と死別し（又は生死不明等）、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を全く受けていない
- ・父母・祖父母ともに死別し、兄弟姉妹は就学中もしくは病気などの理由で就労しておらず、兄弟姉妹から経済的支援を全く受けていない
- ・家庭内暴力（DV等）により父母と別居している
- ・父母が離婚し、父母と連絡が取れない状態で、申請者本人が学費・生活費を負担している
- ・申請者本人が結婚しており、自身の配偶者を扶養している場合  
（配偶者が申請者の所得税法上の被扶養者となっている）

#### ◎事実関係が確認できる証明書類について

生計維持者が1名のケースに該当する場合、必要に応じて、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。